

## 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

2025 春季生活闘争では、過去最高水準の賃上げが実現したものの、物価高によって実質賃金は低下し、個人消費の持ち直しには至っていない。多くの市民が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことにより、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができるものとする。

引き続き、賃金引き上げの流れを定着させるとともに、物価を安定させ実質賃金の改善に向けた取り組みを推進しなければならない。

そのためにも、社会や産業・企業を維持、発展に不可欠な中長期を見据えた人への投資をより一層積極的に行うとともに、国内投資の促進とサプライチェーン全体を視野に入れた産業基盤の強化により、日本全体の生産性の引き上げ、交易条件・国際収支の改善、持続可能な生活向上の実現をめざす必要がある。

さらには、人手不足を補うため、賃金引き上げを中心とした総合的な労働条件の改善や地域経済の好循環を果たすことが政労使の役割であり、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効に取り組むことは、重要な政策と考える。

よって、政府においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 政府が、2020 年代に最低賃金の全国平均を 1,500 円に引き上げる目標を掲げていることを踏まえ、目標到達に向け福島県最低賃金の継続的かつ着実な引き上げを行うこと
- 2 中小・零細企業においても、最低賃金の引き上げが着実に進められるよう労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に基づき、関係省庁・福島県・県内経済団体と連携し、価格転嫁を可能とする環境整備並びに支援策の周知徹底を図ること
- 3 最低賃金と人口移動との相関関係も示されており、引き上げによる労働力確保や人口流出抑制等の多様な政策誘導として取り組むこと
- 4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、10 月 1 日までの早期発効に最大限配慮すること
- 5 最低賃金の改定額を踏まえ、公契約における賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ILO 第 94 号条約に準拠）を基準条項に盛り込ませた公契約条例制定の検討を行うこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

福島市議会議長 白川 敏明

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
福島労働局長  
あて

以上、提案する。

令和8年3月27日

提出者

福島市議会議員 遠藤幸一  
佐藤勢  
山田裕  
斎藤正臣  
尾形武  
小野京子  
黒沢仁彦  
渡辺敏彦